

○佐賀県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令

昭和59年1月1日

本部訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、佐賀県警察旗（以下「警察旗」という。）の制式及び取扱いに関し、必要な事項を定めたものとする。

(警察旗の制式)

第2条 警察旗の制式は、別表のとおりとする。

(警察旗の使用)

第3条 警察旗は、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 県警察として行う主要な行事のとき。
- (2) その他警察職員の士気高揚等のため必要なとき。

本条…一部改正 [平成18.5本部訓令11]

(警察旗の保管責任者)

第4条 警察旗の保管責任者は、警務部総務課長とする。

本条…一部改正 [平成7.1本部訓令第2]

第5条 警察旗を使用するときは、行事等を主管する所属長が、警察旗使用申請書（様式第1号）により保管責任者に申請するものとする。

2 保管責任者は、前項の申請を受けたときは、警察旗使用簿（様式第2号）に記載するものとする。

本条…一部改正 [平成18.5本部訓令11]

附 則

この訓令は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則（平成7年1月30日本部訓令第2号）

この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成18年5月9日本部訓令第11号）

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

総務課長 殿

年 月 日

長

警察旗使用申請書

下記のとおり警察旗の使用を申請します。

記

使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日
使用場所	
使用する所属 連絡担当者	所 属 官 職 ・ 氏 名 警 電 番 号
使用目的	
備 考	

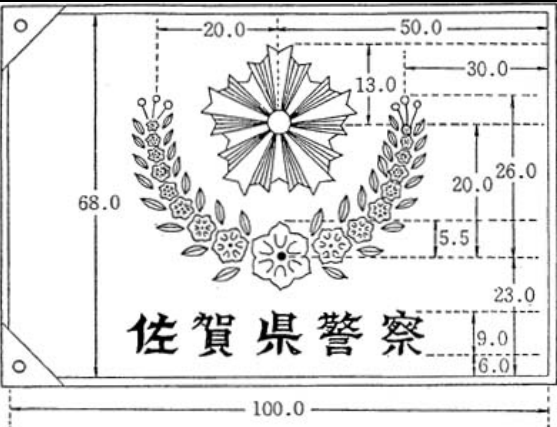
様式第2号(第5条関係)

警 察 旗 使 用 簿

番号	総務 課長	使用する 所 属	使 用 目 的	連絡担当者 職・氏 名	貸出期間	総務課 取扱者
					自 年 月 日 至 年 月 日	
					自 年 月 日 至 年 月 日	
					自 年 月 日 至 年 月 日	
					自 年 月 日 至 年 月 日	
					自 年 月 日 至 年 月 日	
					自 年 月 日 至 年 月 日	
					自 年 月 日 至 年 月 日	
					自 年 月 日 至 年 月 日	
					自 年 月 日 至 年 月 日	

別表

警察旗の制式

形状	
大きさ	縦68センチメートル、横100センチメートル
生地、色	大幅本絹糸先染錦袴地、紫色
刺しゅう	旭日章及び警察名は金糸刺しゅう、樟の花は銀糸刺しゅうに朱糸の花弁、樟の葉は緑糸刺しゅうに銀糸の縁取り
フレンジ	総金糸四段七宝編フレンジ
警察名	旗の底辺に沿って「佐賀県警察」と隷書体で表示
旗竿	180センチメートル最高級太口本櫓七宝塗棒
旗頭	三方正面丸型旭日章彫本金メツキ冠頭

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

本様式…追加 [平成18.5本部訓令11]